

(仮称)平塚市学校給食基本構想・基本計画策定支援等業務
プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、「(仮称)平塚市学校給食基本構想・基本計画策定支援等業務」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 提案書の選定に係る審査方法は以下のとおりとする。

(1)審査委員

審査委員は、「平塚市PPP/PFI導入検討委員会設置要綱」の定めるところによる。

(2)企画案、事業実施能力等に関する審査

ア 各項目における評価点の合計点は66点とする。

イ 審査項目及び配点は、別添「業者選定評価基準表」のとおりとする。

(3)プロポーザル審査の対象

市が別に定める提案書等の関係書類及びプロポーザル提案者からの説明等とする。

(4)契約候補者の決定方法

「プロポーザル審査表」における書面審査の採点とヒアリングを踏まえた各審査委員の採点の平均点(小数点第二位以下切り捨て)の合計点を各業務提案の評価点とし、順位を付す。採点結果に基づき、予算の範囲内で契約候補者を順位づけする。

(5)複数の同得点者が生じた場合

各業務提案の評価点と同点となった場合は、それらのうち、1位(同順1位を含む)とした審査委員の人数が最も多い提案者を上位とする。

なお、1位とした審査委員の人数が同数の場合は、2位以降について同様の判断を繰り返す。

(6)最低基準

評価点の最低基準点を33点とし、これを満たさない提案者は選定の対象としない。

(7)応募者が1者の場合又はない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、プロポーザル審査に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附則

この要領は、令和元年12月24日から施行する。